

裁判員等経験者の意見交換会議事録

- 1 開催日時 平成29年11月22日（水）
午後2時25分から午後4時15分まで
- 2 開催場所 鳥取地方裁判所大会議室
- 3 出席者 鳥取地方裁判所 裁判官 辛 島 明（司会）
同 裁判官 木 内 悠 介
鳥取地方検察庁 検察官 原 菜 月
鳥取県弁護士会 弁護士 吉 田 渉
裁判員等経験者 ①（補充裁判員，女性）
同 ②（裁判員，男性）
同 ③（裁判員，男性）
同 ④（裁判員，男性）
同 ⑤（裁判員，男性）
同 ⑥（裁判員，男性）
同 ⑦（裁判員，女性）

4 議事内容

【裁判員裁判に参加しての感想や印象などについて】

○司会（辛島裁判官）

鳥取地方裁判所刑事部で総括裁判官を務めております辛島明でございます。本日は、司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、大変寒い気候になってしまいましたけれども、お忙しい中、7名もの裁判員経験者の方にお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。心より感謝申し上げます。

本日、この意見交換会を開かせていただきました趣旨としては、大きく2つのことを考えております。まず一つ目でございますが、これから先、裁判員裁判を経験

されるであろう方々の参加に向けた意欲を高めたい、ということです。裁判員裁判は、鳥取でも大分定着しつつあると思っておりますけれども、まだ参加されていない一般の方々の参加に向けた意欲は、必ずしも高まってはいないという現状がございます。本日、実際に裁判員裁判を経験された方々に率直な御意見や御感想をお話しいただき、我々も今後の参考にさせていただくとともに、そうした御意見や御感想を広く県民の方々にお伝えすることができれば、裁判員裁判への参加に向けた意欲も少しずつでも向上していくのではないかと考えております。

2点目につきましては、裁判員裁判にふさわしい審理の在り方の実現ということです。我々裁判官、そして公判での審理を主役として担当される検察官、弁護士の方は、県民の方に分かりやすい審理を実現しようと奮闘されていますけれども、まだまだ至らないところも少なくないのではないかと考えております。実際に裁判を経験された皆様から、裁判がこうしたらもっと良くなる、もっと分かりやすくなるということについて、率直な御意見、御感想等をいただくことができれば、検察官と弁護士の活動も、もっともっと良いものになりますでしょうし、裁判所もより良い審理の実現に向けて、もっと努力することができるのではないかと考えております。

今申し上げたような、大きく分けて2つのことをテーマとして取り上げたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、経験者の皆様のほかに、検察庁、弁護士会、裁判所からそれぞれアドバイザーという形で、お一人ずつ御参加いただいております。では、所属とお名前をお願いいたします。

○原検察官

鳥取地方検察庁検事の原と申します。本日は貴重な機会に参加させていただき、どうもありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○吉田弁護士

鳥取県弁護士会の吉田でございます。この度大変貴重な機会を賜りまして、大変せん越ではございますが、裁判員裁判に対する県民の意識向上のために、微力ながら御助力できればと思っております。よろしくお願いいたします。

○木内裁判官

鳥取地方裁判所裁判官の木内と申します。このような機会に臨席させていただき、ありがとうございます。貴重な御意見をいただいた上で意見交換をさせていただければと思いますので、今日はよろしくお願いいたします。

○司会（辛島裁判官）

それでは、時間も限られていますので、早速意見交換等に入らせていただければと思います。先ほど、大きなテーマを二つ挙げましたけれども、最初ですので、皆様に裁判員裁判に御参加いただいたの率直な御感想、御印象を、本当にざっくりとしたところを、特にテーマを絞らずにお話しいただければと思います。

○裁判員等経験者①

私は、去年のちょうどこの時期に裁判に初めて参加させてもらって、正直、当たったときはびっくりしたのですが、職場がすごく理解があって、「国民の義務だから出てきなさい」とすごく後押しをしてもらいました。普通の仕事の方ならなかなか出られないところだと思うのですが、今日なんかでも、上司の後押しはすごく大きかったので、そういうことが国民全体に広がれば参加しやすくなるので、参加しやすい環境というのはすごく大事なんじゃないかなと思いました。

○司会（辛島裁判官）

職場の方の御理解というところで、理解してくださっている職場と、まだ御理解

がなかなか難しい職場もあると思うのですが、①番さんの働いておられる職場は、
どうしてそんなに理解してくださっているのでしょうか。

○裁判員等経験者①

職場の上司に話したら、私の仕事もあったのですが、「これは国民の義務だから
出ないといけない」ということになって、それが一番大きかったですね。4日、5
日休むということになると、私の代わりも頼まなければいけないので、職場の理解
というところがすごく大きかったです。

○司会（辛島裁判官）

どうもありがとうございました。

○裁判員等経験者②

何もかも、今日のこの会場も含めて初めてでして、最初はとても緊張していまし
た。経験させていただいて一番良かったのは、皆さんの参考には全くならないと思
いますが、私自身が大変良かったなど。判決公判が終わって、帰りの車の中でそう
思いまして、後から考えても、裁判員裁判をして自分が一番得したんじゃないかな
と、そういうふうな感じがしました。

といいますのは、何回目かの公判での証人尋問のとき、3名の方々が次々と証言
されました。それを聞いていましてね、これから先は、自分はまだ悪いことはでき
ないなど、しみじみ思いました。たった一人の被告人、犯罪をした者がいたら、大
勢の人が大きな影響を受けるんだなと思ひましてね。御家族、親族の方はもちろん、
関係施設の方、御近所の方、それから自分と関わりのある社会的な組織の方。傍聴
席を見ましたら、報道陣の方は別として、「ああ、今日の傍聴人は、ほとんど何ら
かの利害関係のある方々が来ておられるんだな」と。ですから、たった一つの犯行、
たった一人の犯行で、程度の差こそあれ、深い傷を負われたのは被告人だけではな

いなど。罪を犯すと、人によっては十字架を背負って生きていかなければならない、いろんな方に影響を及ぼすんだなど。これはもう、死ぬまで悪いことはできなくなったなどと思ひまして、一番自分がためになりました。

意識して今の自分を見詰め直す、こんなことは初めてです。漠然と、これはやっではいけない、これをしたら怒られる、叱られる。そんなことはあるんですけども、「自分はこれまで、悪いことをしたことはないだろうか」とか、意識して今の自分を見詰め直したり、将来的にはたくさんの人に迷惑をかけると、このようなことを考えたのは初めてです。この年で自分を本当に意識した、こんな経験は初めてですね。そういう意味で非常にありがたい、良い機会を与えていただいたなど、このように思っております。

○司会（辛島裁判官）

本当に、今おっしゃったように、裁判員裁判を経験し、そしてまた日常に戻られる方が増えていけばいくほど、社会全体が良くなっていくのではないかという思いがありまして、とても心強いお言葉をいただきました。どうもありがとうございました。

○裁判員等経験者③

冒頭に①番さんが、会社の理解があったということでしたが、当社の場合は就業規則で、選ばれたら参加するようにと決まっていて、有給休暇ではなくて、特別休暇ということで今回参加させていただきました。実は、ここに来るまでは、どんな内容の事件だったかなというのを1週間ぐらい考えていまして、検察側も弁護士側も、警察の方も一言言ってやろうかなと思っていたのですが、そういう雰囲気ではないので、批判めいたことは止めておこうかなと今思っているところです。

先ほど辛島裁判官から、どうすれば理解を深めていけるのかという話がありましたが、裁判員になって周りの人間に言いますと、貴重な経験ができたねということ

で、私自身も、もう二度とないとは思いますが、こういう経験ができて、人を裁くということがどういうことなのか、少し理解できたかなというふうに感じた次第です。

○司会（辛島裁判官）

より良い裁判にしていくための御注文とか苦言等につきましては、裁判所に対する苦言も含めて、また後で十分いただきますので、どうぞ御遠慮なくおっしゃっていただければと思います。

○裁判員等経験者④

この度参加させていただいたんですけれども、実は案内が来たのが2回目にして、1回目は仕事の関係上、どうしても行けないということでお断りさせていただいて、もう来ないだろうと思っておりましたら、また案内が来て、これはもう行かなければいけない運命なのかなということで参加したということもあります。先ほど、①番さん、③番さんも、会社の理解があったということだったのですが、私の会社もそのような就業規則がありますので、できるだけ参加してみようかなと思いました。

初めて参加してみると、裁判官の方が、専門用語も非常に分かりやすく説明してくださったこともありますし、また、意見を言いやすい雰囲気を作っていたので、うまく自分の考えをまとめられたのかなと思います。参加して、非常に良い経験をさせてもらったなというふうに思っています。

○司会（辛島裁判官）

これからも、良い経験だったと思ってくださる方を増やしていきたいなと思っています。

○裁判員等経験者⑤

私は、裁判で唯一、被告人に向けて質問した覚えがあるのですが、積極的に聞いていかなければ裁判の全体像がつかめないというか、そういうことをしてみた方が良いのかなと思って質問してみました。それから、裁判の中ではちょっとお堅いイメージがあったんですけども、いざ評議をし始めると、辛島裁判長を始め、裁判官の方々が本当に和やかな雰囲気です。いろいろ解説していただいたりしたので、安心して臨むことができました。

○司会（辛島裁判官）

被告人に対して質問するときはいかがですか。やはりプレッシャーがあって、なかなか質問しづらい方もたくさんいらっしゃるのですが、いざ質問してみて、やっぱり質問して良かったなと思われましたか。

○裁判員等経験者⑤

質問をして、自分の頭の中で考えていることを被告人に問いかけるのも、一つの手だと思うんです。最終的には懲役刑を科すかどうかという判断に関わってくると思うので、裁判員をやるに当たっては、やはりそれはやっておくべきだとは思いますが、

○司会（辛島裁判官）

なるほど、分かりました。どうもありがとうございました。

○裁判員等経験者⑥

感想なんですけど、周りに参加した人がいなかったのが最初はちょっと不安もありましたが、私は、今回貴重な体験ができて本当に良かったと思っています。責任を感じながらやりがいもあったし、またチャンスがあればぜひやりたいと思っています。

○裁判員等経験者⑦

参加させていただいて、ちょっと不謹慎かもしれないですけど、一言で言って、楽しかったという感想でした。裁判員に選ばれたときから、一生に一度のまたとない機会だと思うので、心残りのないように、法廷とか評議の場とかでも、疑問に思ったことを絶対残さないようにちゃんと質問していこうと心に決めて臨みました。いろんなことが知れたし、事件についてもいろいろ考えさせられるところもあって、すごく貴重な経験をさせていただきました。ありがとうございました。

○司会（辛島裁判官）

実際、参加されてみて、参加する前と後とでは、裁判員裁判に対するイメージは変わりましたか。

○裁判員等経験者⑦

はい。もっとぴんと張り詰めた緊張感の中でずっとするのかなというイメージだったのですが、評議の場でも割と和やかだったりしたので、イメージが変わりました。

○司会（辛島裁判官）

皆様にすごく肯定的な御意見をいただきまして、本当にうれしく思っております。しかし、それに安住してしまっただけではいけないわけですし、さらに良くしていくためにどうすればいいかということを考えなければいけないなとも思った次第です。

【分かりやすい公判審理の在り方について】

○司会（辛島裁判官）

では、実際に公判の審理の在り方として、こういうところが良かったとか、もう

少しここをこうした方が良いのではないかとといったようなところを、少し具体的にお聞きしようかなと思っております。

少し御記憶を喚起していただくと、裁判の手続は、最初に検察官が起訴状を朗読して、被告人と弁護人から、起訴状に書かれている内容が間違いないか、それとも間違っているところがあるかという御意見をいただきます。

その後に、冒頭陳述といって、検察官と弁護人が、それぞれ立証しようとしている事柄のあらましを述べるわけですね。そこで一旦休憩を入れる形にはしていますが、皆様はまた別の感想をお持ちかもしれませんが、初日が一番緊張していて、冒頭陳述の内容もなかなかすぐにはぱっと入ってこなかったという感想を持たれる方も多くいらっしゃいます。

休憩が終わった後に、検察官が証拠書類を朗読します。証拠書類の内容も、検察官ができるだけ分かりやすいものにしようと努力してはいますが、とはいえ裁判の関係の資料なので、やっぱり難しいものは難しく、証拠書類の取調べの仕方がもっと分かりやすいものにならないのかという問題がございます。

証拠書類の取調べが終わりましたら、証人の方、そして被告人から話を聞くという手続に移りますが、証人尋問を分かりやすく行うということも、技術的なものも含めて難しい面もありまして、いかに聞き手のほうに質問の意図がきちんと伝わるような形で質問できるか、そして皆さんが一番関心があるところ、皆さんに判断してもらいたいところに、どういうふうに集中して質問すればいいかというのが、なかなか難しいところもあります。

証人尋問と被告人質問が終わった後に、検察官が論告、弁護人が弁論という形で、最後のプレゼンテーションをしますが、このプレゼンテーションをどうやって皆さんの心の中にすっと入るようなものにするかということで、検察官と弁護人がいつも苦労されているところです。これがすっと入ると、その後の評議も楽に進むのかもしれませんが、事件によっては必ずしもそうはいかないものもあります。どれだけ分かりやすい論告、弁論にするかという点も課題なんだろうと思っ

ております。

大体、今申し上げたような流れで裁判が進んでいったと思いますけれども、実際に参加されて、この審理のここが良かった、ここが足りなかった、もっとこうすれば良いのに、もっとこうした証人から話を聞きたかったな、証拠書類の取調べの仕方が、このところは分かりにくかったなとか、何でもございましたら、御意見を頂戴したいと思います。検察官、弁護人だけではなく、分かりやすい審理の在り方のために、裁判所はどう関わっていくべきかというところで思われるところもありましたら、御批判でも結構ですので、ぜひお聞かせいただければと思います。

○裁判員等経験者③

まず、私が関わった事件というのは、殺人という行為にまでは至らなかったので比較的やりやすかったのかなと思うのですが、この間の座間の9名殺害事件、あれは裁判員裁判になると思うのですが、あのような事件で選ばれた方は非常に大変だなというのは率直な感想として思っていました。

今回、裁判所、警察官、検察官に言いたいのは、被告人ありきの裁判ではなかったかなということです。この人が犯人だから、あとはこれをどう立証していくんだということを組み立てていくように、実は感じました。ですので、平等というか、そういうものがちょっと感じられなかったなというのが率直な意見です。

この事件を理解するに当たって、3回目の公判ぐらいでやっと、「あ、この人はこういうことをやったんだな」というのが理解できたように感じました。最初は、検察官もごちゃごちゃ言っていて、「何を言っておられるのかな、この人は」と思っていたんですけども、理解するのにちょっと時間がかかったというふうに思っています。弁護士の方が非常に説得力のある発言をされまして、実は私は、「ああ、この人の言うほうが正しいのではないかな」と、アピールする能力が検察官と弁護士とで全く違うんだなと思いました。主張の仕方、相手に理解させる発言、パフォーマンスといたしますか、そういうものを非常に感じられて、この人は本当に犯人で

はないんじゃないかなと思ったのですが、冒頭でも言ったように、犯人ありきのよ
うな裁判だったのではないかなということを感じたので、ちょっと辛口ですけれど
も言わせていただきました。

○司会（辛島裁判官）

そのアピールのところでもう少しお聞きしたいと思うのですが、検察側が
もったきちんと最初から理解させられるような立証をしようとしたら、アドバイ
的なことでも結構なのですから、例えばどういうところをもう少し気をつけた
らいいというふうに思われますか。

○裁判員等経験者③

簡単な、「この人はこういうことをしてこうなんだから、これから裁判が始まり
ます」という、要点をまず示していただきたい。「あ、この人はこういうことをし
て、こういう危険性があるんだ」ということを裁判員が認識すれば、もうちょっと
早く、深く入り込めたのではないかなというふうに思います。簡単に言えば、あら
すじを言っていただくと良かったのではないかなと。もしかしたら言われたんだけ
れど、私の理解が足りなかったのかなというふうにも思うのですが、そういうふう
にしてもらおうといいのではないかなと思います。

○司会（辛島裁判官）

御記憶があれば結構なのですが、最初に検察官が冒頭陳述をするのですが、そ
の仕方で、例えば今おっしゃったような、要点が絞り切れなかったとか、もう少し
要点がうまくアピールできるような内容にすれば分かりやすかったのではないかと
か、そういった思いはおありですか。

○裁判員等経験者③

あります。

○司会（辛島裁判官）

分かりました。それでは、後ほど原検事からその辺りは深掘りしていただきましょうか。どうもありがとうございました。

実際の審理の感想も含めて、何でも結構ですので、ほかの経験者の方はいかがでしょうか。

○裁判員等経験者⑦

全体的に、特にこうした方が良いと思わなかったというか、こういうものだと思って、それに何とかついていこうというような感じだったので余りなかったのですが、弁護士側の質問とか、証拠を示されるときに、どういう意図でそういう質問をされたのかなとか、この証拠がだから何なんだ、というところがよく分からないままで。最後の最後の弁論で主張されたときに、「あ、こういうことが言いたかったからああいう質問をされたんだ」とか、その言葉にこだわっていたんだということがやっと分かって、もっと裁判のプロセスの途中のときに、そういう意図をもうちょっとはっきり伝えながらしてくれれば、そのことについても、こちら側からも何か質問したり、弁護士の言いたいことをもっと理解しながら考えたりできたりしたんじゃないかなというふうに思って、そこがちょっともやもやがあったところでした。

○司会（辛島裁判官）

相互理解といいますか、弁護士の言いたいことがちゃんと伝わってこそ、それを受け止めて、⑦番さんの方でも証人や被告人に質問したりして、より理解を深め合うことができたという感じでしょうか。どうもありがとうございました。

○裁判員等経験者⑥

「初めてなのでこんなものかな」というのが感想なのですが，私が関わった裁判では，お医者さんの説明があつて，専門用語がいくつか出てきたので，その辺がちょっと分かりにくいかな，というのが感想でした。

○司会（辛島裁判官）

お医者さんなどが何人か出てきましたが，このお医者さんは分かりやすかったけれど，こっちのお医者さんはどうかな，ということはありませんか。

○裁判員等経験者⑥

そうですね。全体的に，「うん，あ，そうなんだな」という感じだったですかね。

○司会（辛島裁判官）

全体的に分かりにくかったなという感じでしたか。

○裁判員等経験者⑥

いや，分かりやすい人もいたんですけど。

○司会（辛島裁判官）

とりわけ分かりにくかったのは，検察官側の証人でしたか。

○裁判員等経験者⑥

そうですね，はい。

○司会（辛島裁判官）

分かりました。

○裁判員等経験者⑤

私は、割と弁護士の言うことも理解しようとして聞くんですけども、長くなると集中力が切れることもあって、聞き逃す点も出て来始めて、事件の全体像をつかむのがちょっと遅れてしまって、そうして遅れたまま資料を確認しながらやっていくのですが、その辺を分かりやすくすることはできないかなと思います。

○司会（辛島裁判官）

裁判所の進行のさせ方が良くなかったかもしれません。もう少し休憩時間を挟んだ方が良いですか。

○裁判員等経験者⑤

休憩は良いんですけども、長くなるとどうしても集中力が切れてしまって。理解しようと思って疲れが出てしまう面もあるとは思いますが、専門的な用語なども理解していかないと、ずっと先には進まないでしょうし。

○司会（辛島裁判官）

まずは証言の内容がとにかく分かりやすいということが前提で、あとはそれがうまくそしゃくできるような進行の在り方については、もっと工夫の余地があるのではないかということですか。

○裁判員等経験者⑤

そうですね。工夫されてもいいかななんて思っています。

○司会（辛島裁判官）

分かりました。ありがとうございます。

○裁判員等経験者④

最初に率直に思ったのは、事件が起きてから公判に入るまでの時間がちょっと長かったのかなということを感じました。1年半近く経った後の公判ということで、証人さんが来られて、その当時の資料に基づく説明と、それに対する質問に、昔のことを思い出しながら答えるということで、もう少し早くタイムリーに、いわゆる容疑者から起訴に向けての時間を、なかなか難しいとは思いますが、警察当局と検察官とで証拠をもう少し早目にそろえて、起訴、公判ということになれば、というのはちょっと感じたところです。やはりたくさんの方が証人となったときに、聞く側になると、余りたくさんいるとなかなか時系列的に整理しづらいというのもあるので、そこのところはちょっと工夫が必要なのかなということを感じたところです。

○司会（辛島裁判官）

一つ目でおっしゃった点で、起訴自体はそれなりに早かったのですが、その後の手続に結構時間がかかってしまいまして、公判前整理手続の長期化というのは解消すべき大きな課題でして、そこが間延びしてしまったのは裁判所の責任だとも思っています。今いただいたお言葉はきちんと受け止めて、改善に向けて全力を期したいなと思っております。

分かりやすい証人尋問の仕方についても、おっしゃるとおりでして、もう少し何とかできたのではないかなとじくじたる思いはあります。どうもありがとうございます。

○裁判員等経験者②

実は私は、老老介護の無理心中事件で、お一人が亡くなって加害者の方が生き残ったという事件を担当しました。それで、辛島裁判長から事件の概要をお聞きしま

して、争点は量刑なので、それについて判断してくださいという御説明をいただきました。それをお聞きしまして、「ああ、それなら加害者の動機と殺意と計画性、この三つで判断すれば大体量刑は出るな」と、この三つを公判の中で教えていただこうかなと簡単に考えていたんです。

動機は、これは現場検証では出てこなくて、やはり、近所の人など関係者の方々の証言なり被告人の供述なりで判断しなければ出てこない。ただ、残りの、殺意が強かったか弱かったか、計画性はあったのか、とっさにやったものなのか。この辺になると、これは現場を見なければ出てこないなと思いました。ですから現場、しかも限りなく犯行時に近い、そういう物的証拠、部屋の状況証拠。それから第一発見者、人証ですか。それからもう一つは、当事者が残したメモ書きとか、手紙とかの資料的な証拠、書証ですか。この3つ、しかもなるべく犯行時に近いもの、新しい証拠が見たいなど。犯行から3時間、1日経ったのでは、もう現場が荒らされているだろうと。例えば、一報を聞いて隣近所の人がどやどやと入られたら、もう現場の証拠が荒らされてしまうので、なるべく犯行時に近い証言なり証拠が見たいなど。一番良いのは現場の天井の近くにある監視カメラやドローンみたいなもので、その映像を見せていただければ、これはもう一目瞭然で、計画性も殺意の程度も分かる。ですから、犯行時の直前直後の時間帯の映像を見せていただければ分かるなど、簡単に考えていました。

○司会（辛島裁判官）

ところが、なかったんですね。

○裁判員等経験者②

なかったら、先ほど言いました三つの証拠で、検察官なり弁護士なりに映像を限りなく再現していただきたい。そういうふうに初公判から聞かせていただこうかなというふうに思ったんです。そこで一つお願いがあるんですが、公判中に前のディ

スプレイに映りますよね。あれは検察官の資料だったかな。

○司会（辛島裁判官）

検察官の資料も映りますし、場合によっては弁護士さんの資料も映すことがあります。

○裁判員等経験者②

そうですね。それから、写真や現場の部屋の見取図のような絵がありましたね。そしてその中で、私の記憶では、遺体の写真は1枚でした。

結論から言いますが、最初に撮った写真が一番見たいんです。といいますのは、公判前の評議室で裁判長が、そういう写真を見た裁判員が体調不良になられた例があるので、あまり生々しいものはカットさせていただきますというような説明をされたと思うのですが、間違いないですかね。

○司会（辛島裁判官）

裁判員の方の負担も考えて、検察官は写真を絞った上で証拠として請求していると、そういう御説明はしたかと思います。

○裁判員等経験者②

そうですね。ですから、恐らく血が流れているような、あるいは包丁が突き刺さったような写真かなと思ったのですが。私も、バラバラ殺人事件の死体を見たら気分が悪くなるかもしれませんがね。

ただ、何度も言いますが、私はとにかく現場に近い写真、物的証拠が見たい、それから、第一発見者の声が聞きたいということで、裁判員の体調不良を心配してカットするということでは、二つも三つもあるはずがない、たった一つの真実を推測するのに、いわゆるドローン映像から遠ざかるということになります。包丁が刺さ

っていても構わないので、なるべく犯行時に近いものを見せていただきたいと思います。我々の担当した事件の凶器はロープでしたから、ロープが首に巻かれたままであればその写真が見たい。1回巻きなのか、二重三重なのかで、殺意の程度が少しずつ分かってきます。それから引っ張るロープの両端が前にあったか後ろにあったかで、これもまた殺意が分かるということで、できましたらロープや指に残った痕跡があれば、その辺の写真も見ていただきたいと思います。

裁判員も大事ですけれども、我々の本来の仕事は、真実をしっかりと把握して、公平公正で、鳥取県民の皆さん、日本国民の皆さんが、誰が聞いても、「ああ、それはもっともだ」と言うような量刑、判決を出すことではないかと思います。ですから私は、大変厳しいことを言いますが、裁判員の体調面を考慮して証拠物件の一部がカットされる、あるいは省略、簡素化されるといのは、ちょっと次元が違うのではないかと思います。ということで、私はどんな事件であっても現場第一主義です。

○司会（辛島裁判官）

犯行をそのまま映しているビデオ映像みたいなのがあれば楽ではありますが、そうしたものが無いときに、ほかの証拠で我々が頭の中で映像化できるようにするにはどのような証拠調べをすれば良いのか、もっと考えていかなければいけませんね。ありがとうございました。

裁判員の精神的負担についても大きな課題ですので、今、御意見をいただいたところも踏まえまして、これから先考えていきたいと思います。

○裁判員等経験者①

私も②番の方と同じ老老介護の事件だったんですけれども、最初は本当に、全然法的なことも何も知らない私が一人の方を裁くということの重みを感じながら裁判に臨んで、私にとっては、お年寄りが年寄りを見るという本当に身近なことだったの

で、裁判を見聞きしながら思わず涙したり、裁判をするのに向いてないなと思ったりして、だから弁護士の方の言われることもすごく説得力がありましたし、検事の方が言われた言葉も、「あ、そういう考え方もあるんだ」と。確かに難しい言葉もありましたけれども、弁護士の方がいろいろと説明してくださって、本当に分かりやすく、「ああ、そういうことなんだ」ということもあったので、思っていたよりもすごく裁判に入りやすかったかなと思ったんです。

先ほど、②番の方がすごく言われたんですけれども、私はちょっと考え方が違って、正直、実際首に巻かれた跡とか、その写真を見たときは本当にショックだったんです。その夜は、やっぱり忘れられませんでした。いろんな方がおられると思うんです。私は、祖母や親の亡くなった姿は見たことがあります、テレビとかで見ると違って、実際にそういう、ただ首を絞められた跡だったんですけれども、それは一晩頭に残りました。だから、本当にいろんな方がおられるので、女性もいれば学生もいる、いろんな方の中には負担に感じる方もいるのではないかなと私は正直思いました。だから、全部が全部そういうことではいけなくて、見なければいけない証拠もある中で、やっぱり一般市民は、普通に亡くなった方は見たことがあっても、変わった亡くなり方というのはすごく頭に残るといえることはあるので、その辺の配慮は必要かなと思います。確かに、②番の方が言われたように、裁判をする上できちっとした情報は必要なのかもしれませんが、全く他人の殺され方を見て、誰もが素直に受け止められるかということ、そうでない人もいるということも分かってほしいなと思います。

○司会（辛島裁判官）

一夜だけでも映像が残ってしまったというのは、御負担をおかけしてしまったなと、大変申し訳なく思っております。いろいろ思われる方がいらっしゃいますので、今後ともできる限り配慮をする方向での運用は続けていきたいと思った次第です。ありがとうございました。

では、アドバイザーの方からそれぞれ御質問等あれば、何なりとしていただければと思いますが、まず原検察官、いかがでしょうか。

○原検察官

貴重な御意見どうもありがとうございました。

特に専門用語であるとか、証人尋問に出てくる複雑な用語については、証人の能力というか、証人の説明する技術みたいなものもあるので、なかなか難しいなと思うのですが、努力していかなければいけないなと思いました。

先ほど、遺体の写真という話がありましたが、それ以外にも、例えば写真であるとか図面であるとか、書証、書類の証拠についてはもっとたくさん盛り込んだ方がいいとか、あるいは少な過ぎたとか、口頭の説明がもっと多い方が良くとか、何か御意見があれば教えていただければありがたいのですが。よろしくお願いします。

○司会（辛島裁判官）

証拠書類の証拠調べの在り方に限ってお聞きしたいと思えますけれども、何か御感想等持たれている方は、御遠慮なくおっしゃっていただければと思います。

○裁判員等経験者②

結論としましては、なるべく犯行時に近い証拠が欲しいということで、できましたら初動捜査の現場の実況見分調書とか、第一発見者の供述調書、それから、できましたら第一発見者の方を証人尋問でお呼びして、そこでも聞きたい。とにかく私は、当時何が起きたのかということを知りたいということです。けれども、本物の実況見分調書なんて何十ページもあるんでしょう。しかも中は専門用語。そんなものを見てもさっぱり分かりませんから、5行か6行、ポイントになるような現場の状況ですね。凶器と被害者の位置関係とか、部屋の状況で何が変わっているかという。何度も言いますが、ドローン映像に近いような、犯行時の被害者と加害者の心

の内まで読めるような、それを見たいなど。そうすれば、計画性とか殺意の程度まで分かります。目撃者もいませんし、ドローンもありませんから、もう現場の証拠で事実を知るしかありません。

○司会（辛島裁判官）

できる限り事件の当時に近い生の証拠を、しかし、多過ぎても分からないので、きちんと要点が分かるような証拠だとありがたい。プラスして人証のこともおっしゃいましたけども、やはり事件に近いところでそれを見聞きした人については、証人として出てきてもらいたいということですね。ありがとうございました。

○裁判員等経験者④

人証とか書証とかがあるのですが、やはりその中で一番重要度の高いものから並べるといいですか、そういった表示をしてもらうとか、同じ証拠にしても、多分レベルがあるかなと思うんです。そういうことであれば、どれが一番重要で、次はこれなんだ、これについてはこういうことに対する証拠なんだよという具体的なことがはっきり分かるような絵といいますかね。写真に付記してもいいんですけども、そういったものがあればいいのかなというのは思いましたね。やっぱりどうしても書類で、調書とか何にしても文字面がいっぱい並んで、どれがポイントなのかなといったところもありますから、アンダーラインを引いてもらうとかマーキングしてもらうとか、色を使ってもいいのでは、というのはちょっと感じたところですね。

○司会（辛島裁判官）

ありがとうございました。先ほど、証人尋問の質問の意図がよく分からないという話がありましたけど、今のお話ですと、証拠書類で何を立証しようとしているのかという意図も伝わりづらいところがあったということでしょうか。

○裁判員等経験者④

そうですね。この人がこの証拠に対しての証人とかいうことも、もうちょっと紐つけではないですが、いろいろ絡み合ってくると思うんですけども、そういうところを素人目で見て分かりやすくしてもいいのかなということですね。

○司会（辛島裁判官）

どうもありがとうございました。冒頭陳述の在り方の工夫とも重なるかもしれませんね。

○裁判員等経験者⑤

私は、似たような図面とかを見せられると、何に対してこの図面なんだろうか、どれを指しているのかなと思うことが多々ありましたね。どの事柄に対しての図面なのか、ちょっと迷う面はありました。

○司会（辛島裁判官）

何を証明するためにこの図面を出してるのかという点が分かりづらかったですかね。

○裁判員等経験者⑤

分かりやすいものもあれば、分かりにくいものもあって、それはそのときそのときなんですけどね。

○司会（辛島裁判官）

ありがとうございました。

○裁判員等経験者⑥

A3の用紙で何か配ってもらいましたよね。

○司会（辛島裁判官）

論告，弁論のときでしょうか。

○裁判員等経験者⑥

そうだったですかね。ああいうのを見ても，びっちり書いてあるんで，もうちょっと簡単に要点だけ絞って，分かりやすくっていうかね。私もそんなに字を読むのが得意じゃないんで，もうちょっとその辺があったら良かったかなと思いましたね。

○司会（辛島裁判官）

ちょっと書類の情報量が多かった，もう少し要点が分かるような形でまとめられるんじゃないかなという感じですかね。

○裁判員等経験者⑥

色付けがいろいろしてあって，いいなとは思ったのですが，字がいっぱい書いてあって。

○司会（辛島裁判官）

分かりました。ありがとうございました。

○裁判員等経験者⑦

私としては，検察の方から出された資料はよくまとまっているというか，分かりやすいなという感想があって，ちょっと文字が多い印象はありましたけれど，分かりやすく系統立ててあったりとか，図にしてあったりとか，箇条書きにしてあったりとか，とにかく分かりやすかったと思います。ただ，色がいっぱい使ってあって，

単語ごとに色を変えてあって、個人的には嫌いではないんですけど、色覚異常の方とかも世の中にはおられるので、そういうところにも配慮して、色使いとか、行間とか字の大きさとか太さとかも工夫されたら、もっと見やすい資料になるかなという感じでした。

それから、証拠写真とかについて、私たちが関わらせていただいた事件では、火傷が原因で亡くなったのか、持病が原因で亡くなったのかというところがポイントだったのですが、仮に火傷の状態の写真を出されても、ではこれがどういうことを表しているのか分からないので、この辺りが浅い火傷、この辺りは深い火傷とか、そういう図にしてあった方が、裁判するに当たってそれはどういうことなのかということが分かりやすいと思うので、必ずしも写真そのものとか、映像そのものとかでなくても、要はそれが何を意味しているかが分かるような工夫がしてあった方が良いかと思います。

○司会（辛島裁判官）

どうもありがとうございました。原検事の方で、ほかの論点でも結構ですが、さらにありますか。

○原検察官

それでは、人証、証人の方がいろいろ証拠として出てくるのですが、端的にその場での理解のしやすさという意味では、書類を見るよりも人の話を聞いた方が分かりやすいでしょうか。

○司会（辛島裁判官）

何をもって分かりやすいのかという話はあるのですが、証拠書類の取調べと証人からお話を聞くのと、どちらの方が良かったですか、ということをお聞きしましょうか。

○裁判員等経験者②

先ほどの話に連動するのですが、写真とかディスプレイの資料を見ますよね。そのとき目の前では、審理が進んでいますよね。一生懸命証人や被告人の話を聞いていたら、ぱっとディスプレイに写真が流れる。これも私にとっては大事な資料なんですけど、こんがらがってしまいましたね。

○司会（辛島裁判官）

証人尋問をしている中で、写真や資料が示されることがあって、耳や視線があっちこっちに行くと分かりにくいところがあるということですよ。

○裁判員等経験者②

ディスプレイもしっかりと見たいし、写真もじっくり見たい。しかし、目の前ではどんどんどんどん審理が進んでいる。不器用ですから、全力で写真を見ながら、全力で耳をそばだてるということは、私は全然できません。あの資料が回ったとき、もう、パニックではないですが、混乱しましてね。

つきましては、一つ提案ですけれども、公判で提示される資料や写真を、公判前の評議室で、10分でもいいですから裁判員に見せるということは、法的に可能でしょうか。

○司会（辛島裁判官）

すみません、難しいですね。裁判官も証拠は法廷で初めて見る立場にありまして。

○裁判員等経験者②

そうですね。もし我々が、公判でじっくり写真を見させていただければ、「あ、これは昨日の写真だ」ということで、聞くことに集中できるんです。

○司会（辛島裁判官）

まだ証拠調べがされていないものは見られませんが、一旦取り調べた写真を、その後評議室に帰って見ることはできます。

○裁判員等経験者②

分かりました。

○司会（辛島裁判官）

証拠書類と証人の証言と、どちらが分かりやすいか、どちらが良かったかというところの観点はどうでしょう。

○裁判員等経験者①

文章をずっと読むのが苦手な方、目の悪い方とかいろいろいらっしゃるんで、文章も分かりやすく書いてあって、プレゼンテーションではないですけど、それを見ながらぱっと入るような方が。文章がたくさん書いてあるよりは、証拠もあった方が分かりやすいです。私は、証人尋問はやっぱり生の声が聞けて、文章でそのときに言えなかったことを言ってくれさったりすると、「あ、こういう気持ちもあったんだ」ということが聞けたので良かったです。

○裁判員等経験者③

しゃべるのを聞くのか、読むのを見るのか、どちらがいいですかという質問ですけど、ちょっと質問の意味が理解できません。

○司会（辛島裁判官）

ありがとうございました。ほかの方は、証拠書類を見聞きするのと、証人尋問を

するのと、どちらが良いですか。証人尋問ですと、目の前にその生の人が来て直接お話を聞けるわけですし、その人の言い分を供述調書という形にまとめたものを取り調べるとなると、生の人は目の前に来なくて、検察官がその供述調書を朗読するという形をとりますけれども、第一感として、どちらの方が裁判員としてより理解しやすいでしょうか。

○裁判員等経験者⑤

私は、やっぱり生で直接聞いた方が分かりやすいとは思いますが。

○司会（辛島裁判官）

ありがとうございました。恐らくその方が、いろいろと疑問点があったら、こちらから質問することもできるし、ということもあるんでしょうね。

時間の関係もありますので、吉田弁護士からいかがでしょうか。

○吉田弁護士

いろいろと貴重なお話をいただき、ありがとうございます。

先ほど御意見の中に、弁護人からの質問や証拠について、調べている途中ではまだ意図が分からなくて、最後の弁論になってようやく意図が分かったというような御意見もあったかと思っておりますけれども、一応弁護人は、検察官もそうですけれども、冒頭陳述で、最初にこういうことを意識していただきたいということを提示して、それに結びつけるような形でいろいろ証拠を出したり、あるいは質問をしたりというふうに意識はしているつもりなのですが、なかなかそこが結びつきにくかったのかなというふうに反省するところです。

そこでですけれども、冒頭陳述が最初にあります、それが審理のときにどの程度頭に残っていらっしゃるというか、「あれは、冒頭陳述でこういう話をしていたことに関連して、こういう質問をしてるんだな」とか、そのようなことが頭にふと

浮かぶものなのか、それとも、頭に残らずに素通りしてしまうものなのかということについて、どのような印象を持たれているのかということをお尋ねしたいと思います。

○司会（辛島裁判官）

冒頭陳述の分かりやすさ、理解のしやすさですね。⑦番さんは、冒頭陳述はその後の証拠調べの段階で、どの程度頭に残っていたでしょうか。余り残らなかったとか、冒頭陳述の内容も十分理解して証拠調べに臨むことができたとか、証拠調べで、この証拠は冒頭陳述のここで書いてあるものを立証しようとしてるんだということが、きちんと分かった上で証拠を見聞きすることができたかとか、そんなことで結構ですけれども。

○裁判員等経験者⑦

自分としては分かってしていたつもりなんですけれど、細かいところですが、弁護側の主張では、その方の持病がもとで亡くなったという主張だったのですが、その主張の中で、被害者の方に『じょくそう』があって、「それは『じょくそう』じゃなくて『火傷』ではないですか」というような質問がありました。「その『火傷』って今まで問題だったっけ」、「それが『火傷』だったら何なんだろう、何を言いたいんだろう」、「それは持病にも関係ないよね」というように、はてなマークが頭の中をぐるぐる回って、重要なところなのか何なのか、何を意図して、どういう主張につなげたくてその質問をされているのかが分からないから、大もとの主張から全然つながらなくて、ちょっと混乱したところがありました。

○司会（辛島裁判官）

確かに冒頭陳述と証拠の内容とが、必ずしもうまく紐づけされていなかったですね。あれは多分、みんなはてなマークがあったと思いますね。

○裁判員等経験者⑦

それから、「衝撃的なことがありましたが、それはまた数日後にお話ししますね」のような、「今言ってください」みたいなところもあったりして、そこをもったいぶらないというか、そこが大事なところなら早い段階から教えていただいて、そこも考慮しながら評議なり裁判なりを進めたかったなというのがありました。

○司会（辛島裁判官）

それが本当に大事なところなら、やっぱり前出しにしていくんでしょうね。ありがとうございました。

○裁判員等経験者⑥

私は、分かりやすく聞けたとは思っています。ただ、先ほども言われたのですけれど、言葉がちょっと「あれっ」と思うことがあったので、それがはてなマークというか。「熱湯」のことを「お湯」とかですね、何でそういう言葉を使うのかなとか、そういうのが何度かあったので。

○司会（辛島裁判官）

分かりました。大事なところにもうちょっと集中してというところですね。

○裁判員等経験者⑤

私に限って言えば、裁判員裁判に臨むのは初めてでしたので、冒頭陳述も聞いていて全体像をつかむのにはちょっと時間はかかりましたね。

○司会（辛島裁判官）

ありがとうございました。実際の証拠を見聞きする中で、ようやく冒頭陳述で言

わんとしているところが分かってきたという，そんな感じでしょうか。

○裁判員等経験者⑤

そうですね。聞いていくと，だんだんとつかめてくる部分はありましたね。

○司会（辛島裁判官）

分かりました。ありがとうございました。

○裁判員等経験者④

冒頭陳述については，初日の最初に話を聞くので，なかなかそこまですんなり頭の中に残るかどうかとさえいえば，なかなか残りにくいのかなと。でも，だんだん裁判が進むにつれて分かっていくのかなと。何回も戻りながら，「ああ，こういうことなのかな」というところはあるとは思いますがね。

○司会（辛島裁判官）

審理の初日でも，もう少し分かりやすくするための工夫のようなもので，思いつかれることはございますか。

○裁判員等経験者④

やはり文字面よりも，箇条書きというのもあってもいいのかなとは思いましたね。

○司会（辛島裁判官）

プレゼンテーションの仕方ですね。

○裁判員等経験者①

冒頭陳述はすごく分かりやすかったですけれど，ただ，誰もが，一つ一つ，いろ

んなことが初めてなので、すぐすぐには多分結びつかない。でも、いろんなことを重ねているうちに、「あ、だんだんつながってくる」という感じでした。初めは、一つずつ、「次は何が起こるの」、「これはこういうことなんだろう」と聞くのが精一杯で、後になって点と線がつながる。「あ、これのためにこのことを聞かれたのかな」というのは、その次の日とかぐらいですかね。でも、その最初の説明は、「あ、そうなんだ」と、ちょっとずつメモ書きしながらも、あとは結びつけていったので、私は分かりやすかったです。

○司会（辛島裁判官）

ありがとうございました。さらに別の論点でも結構ですが、吉田弁護士から何かありましたら御遠慮なくどうぞ。

○吉田弁護士

今、冒頭陳述についてお尋ねしましたがけれども、逆に最後の検察官の論告、弁護人の弁論、これらについては審理の経過、証拠調べと結びつけてというところなのですが、それを聞きながら、それまでの証拠調べの内容が頭にふと浮かぶものだったのか、それともそうでなかったのかというところをお尋ねしたいと思います。

○司会（辛島裁判官）

最後の検察官、弁護人のプレゼンテーションですけれども、論告、弁論を聞かれて、それがきちんと証拠調べを踏まえた結果として、すっと腑に落ちるようなものだったかどうかというところでしょうか。論告、弁論の出来栄えという点で、よろしくをお願いします。

○裁判員等経験者②

冒頭陳述はある程度理解できました。私は、何度も言いますがけれども、ドローン

映像が見たいんです。ついては、冒頭陳述、証拠調べで、現場の状況を時系列に並べて説明していただくようなことはできないかなと思います。きっちりでなくても良いですから、現場はこうだったと、その根拠はこういう証拠だということを、ずっと時系列でね。そうしたら素人の私でも、どんどんどんどん入るのではないかなと。飛び飛びになったら、「あら、これはどうなったのかな」となってしまいます。第一発見者の見たもの、証言、そこから初めていただくと分かりやすいなど。

○裁判員等経験者①

検察側もですけど、評議室でのお話も含めて、分かりやすくいろいろと説明していただいたりしながら、私は、論告、求刑はすごく納得できて良かったかなと。それはやっぱり、評議室での裁判官の方のフォローとか、いろんなお話をかみ砕いてくださったので、私は良かったかなと思いました。

○司会（辛島裁判官）

弁護人の弁論も分かりやすかったですか。

○裁判員等経験者①

弁論はすごく分かりやすかったです。何かすごく身内になったような気持ちで聞いていたので、すごく分かりやすく感動していました。

○司会（辛島裁判官）

ありがとうございました。

○裁判員等経験者④

特にというわけではないのですが、それぞれの論告、弁論は、最後のプレゼンテーションといったことで非常に分かりやすかったのかなという印象はあります。そ

それぞれの最終的な意見をはっきり言ったなというところはやっぱりあります。ただ、やはり今までこの裁判のやり方っていうものを長年積み重ねてきた中で、それぞれのしきたりというか、流れというのはそれぞれあると思うので、そういった中でのやり方といったものなのかなということは感じました。

○裁判員等経験者⑤

私は、とりあえず最後は弁護人の言い分は納得できましたし、評議で裁判官が解説してくださるので、それで頭には大分入るようになって、最終的には刑を決めたりできましたね。

○司会（辛島裁判官）

ありがとうございました。できれば裁判官のかみ砕きがなくても分かりやすければなどは思っているところですが。

○裁判員等経験者⑤

それはなかなかちょっと難しい部分はあると思いますね。

○司会（辛島裁判官）

分かりました。ありがとうございました。⑦番さんは、色使いのところについても御意見をいただきましたけれど、内容面に関してはいかがだったでしょうか。腑にすんと落ちるような論告、弁論だったでしょうか。

○裁判員等経験者⑦

検察側は、最初から最後まで言いたいことが一貫していたので、すんと来ました。辩护人側は、最後の弁論まで隠し球というか、何を言いたいのか、主張したいのかを隠しておられたというか、そういう手法なのかもしれないのですが、「あのとき

の質問はこれが言いたかったのか」というのが最後に分かったようなところがあったりとか、「あのときにあの質問をされていたけれど、これは最後の弁論に盛り込まれてないな」というようなところもあって、何だったんだろうと、はてなマークがいっぱいありました。私は、いろんな証拠とか質問とかを最後の弁論に照らし合わせて、結構細かく思い浮かべながら、「あ、あのことはこのことだった」とか、「あのことは言っておられない」とか、思い浮かべながら聞いていたと思います。

それから、ちょっと筋の違うことになってしまうんですけど、弁護人が、検察側の証人をちょっと批判するような発言があったので、あれはちょっと印象が悪くなかったのか、情に訴える手法なのかもしれませんが、あれは余り良くない手かなと思いました。

○司会（辛島裁判官）

おっしゃるとおり、やっぱり審理のメインは証拠調べなので、証拠調べの中でちゃんと我々が、「あ、なるほど、ああ、よく分かりました、腑に落ちました」となって、それで論告、弁論という最後のまとめを聞いて、証拠調べの結果がうまくまとめられているなというふうに分かるのが良いのだろうなと思いながら聞いていました。

すみません、木内裁判官からの質問コーナーが時間の関係でなくなってしまうのですが、今お聞きになっていて感想等あったらぜひお願いします。

○木内裁判官

いろいろな意見を聞かせていただいて、やはり分かりやすい立証というところで、ずっと受け身になってしまうのはしんどいなというのが、私も実際審理をやってみて思うところです。例えば⑤番さんがおっしゃっていたように、被告人に直接質問を投げかけて、本人から話を聞いてみたいとか、証人についても自分から直接話を聞いてみたいというような、そういうニーズがあるのかなというふうに考えた次第

です。ですので、そのような形で、聞いて分かるような審理というものを、一裁判官としても心がけていきたいですし、裁判員の方も直接、証人や被告人から話を聞きやすいような環境作りをしていかなければいけないなというようなことを、本当に痛感させていただいた次第です。

【裁判員裁判により参加しやすくするための方策等について】

○司会（辛島裁判官）

最後に私からお聞きしたいのが、これからの参加意欲の向上という点で、参加に当たって何が一番高いハードルだったと考えられているか、その辺りをぜひお聞かせいただければと思います。

○裁判員等経験者①

いろんな方がおられる中で、子育て真っ最中の方もおられれば、お年寄りを介護しておられる方もいらっしゃると思いますし、働いている方は、4日、5日を気持ちよく後押しして出させてくれる職場、それから家族、それはすごく大事だと思うので、そういうふうには世の中全体が、裁判員になった人をサポートできるようになったら、もっとみんなが出やすいのではないかなと思いました。私も子育て真っ最中ですし、お年寄りもいますし、その中で今回出られたことも、職場や家族には感謝しております。

○司会（辛島裁判官）

ありがとうございました。周りの方のサポートですね。

○裁判員等経験者②

やっぱり周囲の協力がいるということで、特に中小企業とか自営業の方は、3日も休むことができるものかと、出てみたいのはやまやまだけど、仕事が3日もとら

れたのでは自営業はやっていけません、ということがありますね。ですから、会社組織とか公務員とかいうのは、裁判員制度が広がっていつているのは確かですから、放っておいても少しずつ理解は広がっていきます。問題はそういう自営業ですね。それから今おっしゃったような、子供のいる方、シングルマザーの方、子供はどうするのと、お金を払ってでも預けなければ出られませんと言われますし、そのような環境的に、生活的に出にくい人はいっぱいおられます。だから、登録されましたよというのが来ても、辞退できる条件がありましたよね。あなたは自営業だから、シングルマザーだから断れますよなんてことは書けませんよね。その辺のフォローが欲しいなと思いますね。もうこの制度は10年ぐらいになるんですかね、会社員や公務員の方、そういう組織的なところは、だんだんと理解が広がるけれども、そうではない方がたくさんおられるので、そういう層の方々のフォローをちょっと考えていただきたいと思います。

○司会（辛島裁判官）

そうですね、ありがとうございました。中小企業とか自営業の方の参加について、例えば3日でも、というお話がありましたけれど、仮にもし2日だけの裁判など、審理の日程が短ければ、参加できる方向につながっていくということでお聞きしてよろしいでしょうか。

○裁判員等経験者②

といいますか、1週間に1回。自営業の方でも、日曜日以外でも1日ぐらいでしたら。ですから、1か月かかって4回で判決公判まで、というならまだ可能です。連続というのでは、自営業の方は無理です。お客さんからそっぽを向かれてしまう。

○司会（辛島裁判官）

分かりました。ありがとうございました。

○裁判員等経験者③

個人的な意見になるんですが、参加するしないというのは、あくまでも個人の意思であり、確か一番最初に30名か40名ぐらい集められて、その中から選抜といえますか、出られる方を選んだと思うので、①番と②番の方には申し訳ないですが、そういう理由で出られないと自分が判断すれば、そこで断ればいいと思います。ただし、この制度というのは国民の義務というふうに位置づけられていますので、①番さんと②番さんの言われることもまた理解できるというふうに感じています。いずれにせよ、この制度を国民なり鳥取県民が理解して、積極的に参加できるような方向というのは、やはり裁判所のPRであったり、事件の種類も考えてもらってもいいのかなとは思っているのですが、そういった社会が盛り上げていく、何か具体的なものを作り上げていかないと。努力する、頑張るみたいな抽象的な発言をされると、この会の意味はないのかなというふうに感じた次第です。

○裁判員等経験者④

①番さんから③番さんが言われたとおりだなというふうに思っています。社会のいわゆる承認といえますか、寛容といえますか、そういったものと制度の浸透と、あとはもし参加した場合の、後補充といえますか、金銭的なものもあるでしょうし、後補充ができるのであれば、そういったものもあればいいのかなといったところですね。先ほどありましたけれども、子供さんがいれば、そういう施設の紹介もありますけれども、そういうところをもう少しアピールするとかですね。やはり会社に勤めている方であれば、その会社での理解度といったものが大きな影響を及ぼすのかなと感じました。

○裁判員等経験者⑥

皆さんと同じような意見なのですが、仕事場の理解、休みやすさ、それから、1

週間はちょっと厳しいので、もうちょっと短くなったら出やすいのかなとは思いますが。

○裁判員等経験者⑦

やはり皆さんがおっしゃるのと同じように、仕事の内容であったりとか、子育て中とか介護をしているとか、そういう時間が作りにくいとか、すごく負担があるという方にも参加してほしいんですかね。

○司会（辛島裁判官）

できるだけ広い範囲の方々に参加していただきたいと思います。

○裁判員等経験者⑦

そうだとしたら、やっぱりいろんな周りの人であるとか、社会のサポートが必要かなというのがありますし、どうしても負担だということだったら、参加しない、断る、そういう選択肢もありますよという、強制というか、「ぜひ参加してください」というような感じではないところも残しつつ、やっぱりそれでも、制度とかサポートをいろんな人に頼ったりしてでも時間を作ってぜひ参加しようと思ってもらえるような、「裁判員裁判良かったよ」のようなところを、広めていけたらいいなと思います。

○裁判員等経験者⑤

このようなことを言うと、この制度自体がどうこうということになりますけれども、全然関係のない被告人のその後の人生を決める場ですから、それに対する抵抗感から裁判員制度に対するハードルが上がっているのではないかなと。やっぱり一番はそこだと私は思いました。懲役何年、ということを決めるのは裁判官、裁判員ですから、それがどうしてもハードルになって、参加したくないという方が

出てくると思っています。

○司会（辛島裁判官）

人を裁くことについての負担というのは、どなたも感じられるところでして、裁判官、裁判員6人の方で一緒になって決めるから、というような説明の仕方をしていのですが、また考えていかなければいけないかもしれませんね。どうもありがとうございました。

【報道記者との質疑応答】

○司法記者クラブ記者

裁判員等経験者の方に、裁判を経験する前と裁判が終わった後とで、考え方や普段の生活がどう変わってきたのかとか、座間であった事件など、各地で裁判員裁判の対象となるような事件もあると思うのですが、その見方がどう変わったかを教えていただきたいと思います。

○裁判員等経験者①

先ほども話しましたが、裁判員裁判に参加するまではすごく敷居が高いというイメージがあって、法律も何も知らない自分が、一人一人を裁いていいのかなという思いで参加させてもらったんですけども、実際に参加してみて、裁判官の方からいろいろアドバイスをしてもらったりとか、分かりやすく説明してもらったので、参加はしやすいなと思って、自分自身にとっていろいろな勉強になったことも事実です。ただ、自分が裁判員裁判を経験して、証拠写真を実際に見て、それが一晩頭に残ったので、それこそ被害者が9人もの殺人事件で、裁判員裁判で写真を見る一般人はすごい大変だなというのは、正直思いました。

○裁判員等経験者③

やはりこういう経験をした後、一般の報道でそういった事件等を見たときに、「ああ、これは裁判員裁判の事案なんだな」というのを感じ取ることもできますし、先ほども言いましたが、大変な事件に一般の方が関わっていくんだなという思いは、ニュース報道を見て日々感じております。

○裁判員等経験者④

今回の裁判員裁判に参加する前と後での考え方の違いというのは、悪いことをすれば、証拠に基づいて、客観的なものに基づいてやらなければいけないなということを感じたところですね。主観的に、自分はこれこれこう思うから、やっぱりこうなんだなというのではなくて、客観的な証拠に基づいて、こういったものがあるからこうなんだということ、ちょっと考えるようになったといったところですね。

○裁判員等経験者⑤

さっき私が申し上げた、ハードルについての意見とはちょっとまた違ってきますが、最終的に私は裁判員裁判に参加して良かったと思っていますし、その後、全国で開かれている裁判員裁判なんかも、そういうネットニュースを見ることによって、自分もこういうのを経験したな、関連したことを経験したな、ということを感じるようになりましたね。

○裁判員等経験者⑥

参加する前と後では、テレビ、新聞などを意識するようになりました。

○裁判員等経験者⑦

私も皆さんと同じで、裁判員裁判に参加する前と後とでは、事件や裁判員裁判がありましたという報道などに対して、今までは、「ふーん」みたいな感じでスルーしていたのですが、いろんなことを思い浮かべたり、「ああ、こんなことをされて

るんだな」ということを気に留めたり考えたりするようになりました。

それから、私たちが参加させていただいた裁判の被害者の方は、精神障害を持っておられる方で、裁判員裁判に参加する前も、障害を持つ方への理解とか、差別、偏見をなくしていくようなことをしていかなければいけないなという気持ちはあったのですが、この裁判を通して、その気持ちがまた強くなったというところがありました。また、この裁判員裁判に関する報道で、被害者の方の疾患に関しては伏せてあったので、いろんな面への配慮だとは思いますが、そこを伏せなければいけないというところも、世間の無知とか偏見とか、そういうところがベースにあるのではないかなと思うので、伏せることも大事かもしれませんが、マスコミの方ももうちょっと問題提起というか、もっと広く理解を広めていってもらうような報道をしていただきたいと思います。障害があろうがなかろうが暮らしやすい世の中というか、自分もそういうことをずっと考え続けていきたいなという気持ちが強まりました。

○司法記者クラブ記者

報道の際には、被害者になった方の事情を考慮して伏せる場面もあるのですが、自分が担当された事案に対して、この報道はあまり良くないのではないかなとか、これは良かったなというニュースや新聞記事がもしおありでしたら、お聞きしたいと思います。

○裁判員等経験者③

どう答えていいのかわかりません。ただ、真実を伝えて報道していただきたいなというぐらいが答えになるのではないのでしょうか。

○司法記者クラブ記者

皆さんは、職場や周囲の方の理解があって、どちらかというと参加しやすかった

という方が多かったかと思うのですが、逆に、周囲の理解がまだ足りないとか、怪げんな反応をされたというような方はいらっしゃいますか。

○裁判員等経験者⑤

私は、若干「えーっ」という感じの中で参加はしましたね。「何だ、その裁判員とか」のように変な感じで。周りの同僚は、裁判員裁判に対してまだちょっと理解不足なところがあって、「いつ行くの」とか、「何しに行くの」とか、そういう感じのことを聞かれたことがありました。

○司法記者クラブ記者

裁判員裁判が始まって10年近く経っても、まだ理解が浸透していない部分があると感じになりますか。

○裁判員等経験者⑤

まだ理解をされてない方が、世の中には若干おられると思っています。

○司法記者クラブ記者

③番の方にお聞きしたいのですが、先ほど、被告人ありきの裁判だったのではないか、被告人が犯人だという前提で裁判をしていたのではないか、というふうな発言をされたのですが、それは、報道に対してもそのようにお感じになりますか。

○裁判員等経験者③

報道については結果だけだったと思うので、そういうふうには受け止めていません。

○司法記者クラブ記者

県内の裁判だと、そこまで細かく報道されたものはなかったかなと思うのですが、県外で行われた裁判員裁判の報道で、これは平等ではないのではないかなと思われ
ことはありますか。

○裁判員等経験者③

記憶にありません。

○司法記者クラブ記者

マスメディアや、裁判に関わる裁判官、検察官、弁護士に対して、今回お話しに
なったような御意見を、今後どのように反映させてほしいか、ということがあれば
お聞きしたいと思います。

○司会（辛島裁判官）

裁判員裁判を主宰する裁判官、検察官、弁護士に対する期待ということですか。
もう随分な御注文もいただいているとは思っておりますけれど。もっとここを頑張
れよという御意見でも結構ですが、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者①

たまたまなんですけれども、去年の時点で子供が小学校6年生だったんです。そ
のときに、授業で裁判員裁判のことをやっていたみたいで、先生が「こういうのが
あるんだよ」という話をされるときに、子供たちに、「行った人がいますか」と聞
かれて、うちの息子はどうも手を挙げたみたいで、報道を見せたりしていたので
すが、私たちがこうしたということを広めるのには、報道の方、マスメディアの力と
いうのはすごく大きいと思うんですよ。私たちは周りの職場の人や上司にも今回言
ったりしましたが、私たちだけでは広める力は少ないので、このような意見交換会
のことを、報道やマスメディアの力を借りて宣伝してもらったら広がるのかなと思

います。今回参加した人の言葉を率直に、「ハードルが高いと思っていたけれど、一般の人でも参加しやすい」のような感じで載せていただいたら、もっと世間の人に知れ渡るのかなと思います。ほかの方法がちょっと分からないのですが、今回が良い機会だったので、そういうものを載せていただければいいのかなと思います。

○司会（辛島裁判官）

ありがとうございました。裁判官，検察官，弁護士に，今後こうした方向で頑張ってもらうことに期待したいということはあるですか。

○裁判員等経験者①

私は，今回の裁判に関しては，裁判官の方も難しい言葉もすごく分かりやすくかみ砕いていただきましたし，弁護士の方，それから検察の方の主張も，私の中にすぽっと入ったので，参加してすごく分かりやすかったというのが率直な意見です。ただ，証拠写真だけはちょっと頭に残って，やっぱりそこが重たかったのですが，あとはすごく分かりやすく説明していただいて良かったと思っています。

○司法記者クラブ記者

①番の方にお聞きしたいのですが，証拠写真が印象に残ったということでしたが，それは良い意味で，ということでしょうか，それとも，あまり良くない意味で，ということでしょうか。

○裁判員等経験者①

今まで，人の亡くなった姿は見たことがあったのですが，本当の写真というのは，やっぱりこう何か「わあっ」と，ショックという形で，その日の夜は正直残りました。

○司法記者クラブ記者

それは、裁判員裁判をしていく中で良かったのか、それともあれはやっぱり見ることを控えた方が良かったのか、どちらの思いが強いですか。

○裁判員等経験者①

証拠という部分では必要なもので、あるのは仕方ないと思うんです。でも、やっぱり配慮は必要なのかなという部分では、私だけなのかも知れませんが、他人の亡くなった姿を見るというのは、良かったというよりもショックで、頭に残像としてすごく残りましたね。

○司法記者クラブ記者

それは、裁判について考える中で、一つ大きなものになりましたか。

○裁判員等経験者①

こうやって殺されたんだな、これで亡くなったんだというのが、やっぱり残りましたが、証拠としては必要だからということで、自分の中で割り切った部分はあります。

○司会（辛島裁判官）

それでは時間になりましたので、今日の意見交換会は以上ということにさせていただきます。本当にお忙しい中お集まりいただきまして、有益な御意見、厳しいお言葉も含めて頂戴しました。どうもありがとうございました。